

<家屋を新築・増築された方へ>

5月から12月ごろにかけて市職員が固定資産税算定のための家屋調査に伺います。固定資産税係では、**不動産登記で完成が確認できた方から順次、調査のお願いの手紙を発送**しています。

引越の前など事前に調査を済ませたい方は、固定資産税係(0596-21-5533)までお電話ください。

新・増築家屋の調査の流れ

- ①調査のお願いの手紙が届きます。
- ②ご希望の調査日時を固定資産税係にお電話ください。(0596-21-5533)
- ③準備物を用意してください。
 - ・建築図面一式(建築確認申請等の書類一式)
 - ・各階の間取り図のコピー
 - ・認印
 - ・長期優良住宅の場合は、認定通知書のコピー
- ④調査当日、調査員2名が訪問します。
 - 1) おうちの中に上がらせていただきます。
↓
 - 2) 図面の確認をします。
間取り図のコピーがない場合は、間取りを方眼紙に写し取ります。
↓
 - 3) 各部屋の天井、壁、床の仕上げや、設備の調査をします。
(収納の中の仕上げも確認させていただきますが、見てほしくない場合は調査員にその旨を伝えてください。聞き取りで対応します。)
↓
 - 4) 屋根、基礎、外壁、給湯器など、外回りの調査を行います。
↓
 - 5) 固定資産税のあらましについて説明をします。
↓
 - 6) 軽減等の申告書のご記入をお願いします。
↓
 - 7) 調査終了です。

※調査時間は木造の家屋で30分~40分程度です。

間取り図のコピーがない場合は、調査に時間がかかる場合があります。

※鉄骨造など木造以外の家屋や、床面積が大きい家屋は、調査に時間がかかる場合があります。